

紹介予定派遣で1万人が派遣先に就職

～労働者派遣事業の平成16年度事業報告の集計結果について～

労働者派遣事業の事業運営状況については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、各派遣元事業主から当該事業所の事業年度毎に労働者派遣事業報告書（以下「報告書」という。）が厚生労働大臣に提出されているところである。

このたび、平成16年度中（平成16年4月1日から平成17年3月末日まで）に事業年度が終了し報告書を提出した派遣元事業所（一般労働者派遣事業所9,273事業所、特定労働者派遣事業所11,005事業所）の事業運営状況について取りまとめたので、その概要を公表する。

【概要】

- 1 派遣労働者数（注1）……約227万人（対前年度比4.1%減）…①+②+④
常用換算派遣労働者数（注2）……約89万人（対前年度比19.7%増）…①+③+④
 - (1) 一般労働者派遣事業
 - …常用雇用労働者 274,813人（対前年度比16.2%増）…①
 - 登録者 1,844,844人（ 同 7.2%減）…②
 - 常用雇用以外の労働者（常用換算） 469,034人（ 同 27.4%増）…③
 - (2) 特定労働者派遣事業
 - …常用雇用労働者 146,387人（ 同 5.4%増）…④
- 2 派遣先件数……約50万件（対前年度比17.0%増）
 - (1) 一般労働者派遣事業…467,565件（対前年度比16.5%増）
 - (2) 特定労働者派遣事業… 29,552件（ 同 25.7%増）
- 3 年間売上高……総額2兆8,615億円（対前年度比21.2%増）
 - (1) 一般労働者派遣事業… 2兆3,280億円（対前年度比21.7%増）
 - (2) 特定労働者派遣事業………5,335億円（対前年度比19.1%増）
- 4 派遣料金（8時間換算）（注3）
 - (1) 一般労働者派遣事業…15,958円（平均）（対前年度比0.3%減）
 - (2) 特定労働者派遣事業…25,628円（平均）（対前年度比6.4%増）
- 5 紹介予定派遣（注4）
 - (1) 紹介予定派遣により労働者派遣された労働者数……………19,474人
 - (2) 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用に結びついた労働者数…10,655人

(注1) 「派遣労働者数」は、ここでは一般労働者派遣事業における常用雇用労働者数及び登録者数並びに特定労働者派遣事業における常用雇用労働者数の合計とした。

「登録者」には、過去1年間に雇用されたことのない者は含まれていない。

(注2) 「常用換算派遣労働者数」は、ここでは一般労働者派遣事業における常用雇用労働者数及び常用雇用以外の労働者(常用換算)数並びに特定労働者派遣事業における常用雇用労働者数の合計とした。

「常用雇用以外の労働者(常用換算)」は、一定の期間を定めて雇用され、その間派遣された労働者等(登録者のうち派遣された者を含む。)を常用換算(常用雇用以外の労働者の年間総労働時間数の合計を当該事業所の常用雇用労働者の1人当たりの年間総労働時間数で除したもの)したものである。

(注3) 「派遣料金」は労働者派遣の対価として派遣先から派遣元事業主に支払われるものである。

(注4) 「紹介予定派遣」とは、労働者派遣のうち、派遣元事業主が、派遣労働者及び派遣先に対して職業紹介を行う(ことを予定している)ものをいう。

(参考1) 一般労働者派遣事業とは、特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業(主として、登録型の労働者を派遣する事業)であり、許可制となっている。

(参考2) 特定労働者派遣事業とは、その事業の派遣労働者が常用雇用労働者のみである労働者派遣事業であり、届出制となっている。

1 集計事業所数

平成16年度中に事業年度が終了し報告書を提出した一般労働者派遣事業所数は9,273所（前年度増減比20.9%増）、特定労働者派遣事業所数は11,005所（同20.5%増）であり、全体では20,278所（同20.7%増）であった。このうち派遣実績のあった事業所は、一般労働者派遣事業が6,731所（提出事業所に占める割合72.6%）、特定労働者派遣事業が5,727所（同52.0%）、合計で12,458所（同61.4%）となっている。

⇒表1、2

2 派遣労働者数

(1) 実際に派遣された派遣労働者数（※1）は2,266,044人（対前年度比4.1%減）、常用換算派遣労働者数（※2）は890,234人（対前年度比19.7%増）であった。

具体的には、一般労働者派遣事業では、常用雇用労働者が274,813人（対前年度比16.2%増）、登録者数（※3）が1,844,844人（同7.2%減）であった。また、常用雇用以外の労働者（登録者が労働者派遣される場合）の常用換算（※4）は469,034人（同27.4%増）であった。

一方、特定労働者派遣事業では、常用雇用労働者が146,387人（同5.4%増）であった。

⇒表3、図1

なお、派遣労働者数について、派遣実績のあった1派遣元事業所当たりの平均をみると、一般労働者派遣事業の常用雇用労働者は40.8人（前年度42.7人）、常用雇用以外の労働者（常用換算）は69.7人（同66.5人）、特定労働者派遣事業の常用雇用労働者は25.6人（同30.7人）となっており、前年度と比較すると一般労働者派遣事業における常用雇用以外の労働者は増加しているが、一般労働者派遣事業における常用雇用労働者及び特定労働者派遣事業における常用雇用労働者は減少している。また、登録者について、報告書を提出した1派遣元事業所当たりの平均をみると、198.9人（同259.1人）となっており、前年度よりも減少している。

⇒表3

※1 派遣労働者数は、一般労働者派遣事業における常用雇用労働者数及び登録者数並びに特定労働者派遣事業における常用労働者数の合計としている。

※2 常用換算派遣労働者数は、一般労働者派遣事業における常用雇用労働者数及び常用雇用以外の労働者の常用換算数並びに特定労働者派遣事業における常用雇用労働者数の合計としている。

※3 登録者には、過去1年間に雇用されたことのない者は含まれていない。

※4 常用換算とは、常用雇用以外の労働者の年間総労働時間数の合計を当該事業所の常用雇用労働者の1人当たりの年間総労働時間数で除したものである。

(2) 平成16年6月1日現在で、政令で定める26業務（p21参照）に労働者派遣されていた派遣労働者数について、業務の種類別の割合をみると、一般労働者派遣事業では、事務用機器操作48.6%、財務処理12.7%、ファイリング5.9%の順で多く、特定労働者派遣事業では、機械設計32.4%、ソフトウェア開発28.7%、事務用機器操作16.2%の順で多くなっている。

⇒表4

3 派遣先

- (1) 労働者派遣の役務の提供を受けた者（派遣先）の数は、一般労働者派遣事業では467,565件（対前年度比16.5%増）、特定労働者派遣事業では29,552件（同25.7%増）となっている。この結果、全体としては497,117件（同17.0%増）となっている。

⇒表5、図2

- (2) また、派遣先の数について、派遣実績のあった1派遣元事業所当たりの平均をみると、一般労働者派遣事業では69.5件（前年度72.5件）、特定労働者派遣事業では5.2件（同5.2件）と、一般労働者派遣事業では前年度より減少しているが、特定労働者派遣事業では増減はない。

⇒表5

4 売上高

- (1) 労働者派遣事業に係る売上高は、一般労働者派遣事業では2兆3,280億円（対前年度比21.7%増）、特定労働者派遣事業では5,335億円（同19.1%増）となっている。この結果、合計は2兆8,615億円（同21.2%増）となっている。

⇒表6、図3

- (2) また、売上高について、売上のあった（※5）派遣元事業所当たりの平均をみると、一般労働者派遣事業では3億4,300万円、特定労働者派遣事業では9,000万円となっている。

⇒表6

※5 売上のあった事業所（売上高の欄に記載のあった事業所）数は、一般労働者派遣事業は6,794所、特定労働者派遣事業は5,927所であった。

- (3) 売上高をランク別にみると、一般労働者派遣事業では売上高5,000万円未満の事業所が約5割（45.9%）を占めているが、特定労働者派遣事業では売上高5,000万円未満の事業所が約7割（70.3%）を占めている。

⇒表7、図4

5 派遣料金

- (1) 一般労働者派遣事業の平均料金は15,958円と、前年の16,003円より0.3%減であった。政令で定める26業務について業務の種類別にみると、ソフトウェア開発が22,635円で最も高く、次いで事業の実施体制の企画、立案（21,950円）、通訳、翻訳、速記（21,717円）、アナウンサー（19,926円）の順で高くなっている。平成15年度と比較して上昇したものは、デモンストレーション（19.2%増）、事務用機器操作（12.2%増）等であり、逆に低下したものは、放送番組等の大道具・小道具（16.2%減）、アナウンサー（13.8%減）等であった。
- (2) 特定労働者派遣事業の平均料金は25,628円と、前年の24,084円より6.4%増であった。政令で定める26業務について業務の種類別にみると、事業の実施体制の企画、立案（33,849円）が最も高く、次いで、研究開発（33,167円）、調査（32,186円）、ソフトウェア開発（31,187円）の順で高くなっている。平成15年度と比較して上昇したものは、調査（29.1%増）、添乗（24.8%増）等であり、逆に低下したものは、セールスエンジニアの営業、金融商品の営業（8.7%減）、テレマーケティング（8.2%減）等であった。

⇒表8

6 派遣労働者の賃金

- (1) 一般労働者派遣事業における派遣労働者の平均賃金は11,405円であった。政令で定める26業務について業務の種類別にみると、事業の実施体制の企画、立案（15,433円）が最も高く、次いで、通訳、翻訳、速記（15,173円）、ソフトウェア開発（15,105円）、アナウンサー（14,916円）の順で高くなっている。
- (2) 特定労働者派遣事業における派遣労働者の平均賃金は15,997円であった。政令で定める26業務について業務の種類別にみると、調査（23,064円）が最も高く、次いで、放送番組等演出（21,334円）、アナウンサー（21,170円）、事業の実施体制の企画、立案（20,795円）の順で高くなっている。

⇒表9

7 海外派遣

海外派遣を行った派遣元事業所は65所（対前年度増減比140.7%増）であり、労働者派遣の実績のあった事業所に占める割合は0.3%となっている。

また、海外派遣された派遣労働者は103人（対前年度増減比151.2%増）であり、海外派遣を行った派遣元事業所1事業所当たりの平均人数は1.6人となっている。

⇒表10

8 紹介予定派遣

紹介予定派遣を行った派遣元事業所は1,177所であり、労働者派遣の実績のあった事業所に占める割合は9.4%となっている。

また、紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の派遣先からの申込人数は57,776人、紹介予定派遣により労働者派遣された労働者数は19,474人、紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数は15,044人、紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用に結びついた労働者数は10,655人となっている。

⇒表11

9 地域ブロック別派遣労働者数等

- (1) 実際に派遣された派遣労働者数についてみると、一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業の合計の派遣労働者数の地域ブロック別の構成比は、南関東が46.4%、近畿が18.7%、常用換算派遣労働者数は、南関東が44.5%、近畿が16.4%となっている。平成15年度と比較して、一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業の合計の派遣労働者数は、九州ブロック、北関東・甲信ブロック等で増加し、北海道ブロック、南関東ブロック等で減少している。常用換算派遣労働者数については、いずれのブロックでも増加しているが、東海ブロック、北関東・甲信ブロックで大幅に増加している。

具体的には、地域ブロック別の構成比は、一般労働者派遣事業では、常用雇用労働者で南関東42.2%、近畿16.4%、東海13.0%の順、常用雇用以外の労働者（常用換算）で南関東46.7%、近畿16.9%、東海14.2%の順、登録者で南関東47.4%、近畿19.3%、東海10.1%の順、特定労働者派遣事業では、南関東42.1%、近畿15.0%、東海14.2%の順で多く、いずれも南関東の割合が最大となっている。

⇒表12、図5

(2) 派遣先件数についてみると、一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業の合計の地域ブロック別の構成比は、南関東が45.8%、近畿が16.4%となっており、平成15年度と比較して、派遣先件数は、東海ブロック、北関東・甲信ブロック等で増加し、北海道ブロック、中国ブロック等で減少している。

具体的には、地域ブロック別の構成比は、一般労働者派遣事業では、南関東45.8%、近畿16.5%、東海12.4%の順、特定労働者派遣事業では、南関東46.6%、近畿15.1%、東海12.0%の順で多く、いずれも南関東の割合が最大となっている。

⇒表13、図6

(3) 売上高についてみると、一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業の合計の地域ブロック別の構成比は、南関東が48.9%、近畿が16.1%となっており、平成15年度と比較して、売上高は、いずれのブロックでも増加しているが、北関東・甲信ブロック、中国ブロックで大幅に増加している。

具体的には、地域ブロック別の構成比は、一般労働者派遣事業では、南関東49.3%、近畿16.8%、東海11.5%の順、特定労働者派遣事業では、南関東47.1%、東海15.9%、近畿12.9%の順で多くなっている。

⇒表14、図7

10 派遣契約の期間

労働者派遣契約の期間（※6）については、一般労働者派遣事業では3月末満が66.5%となっており、6月末満のものが全体の約9割（88.4%）を占めている。特定労働者派遣事業では、3月末満が19.7%となっており、6月末満のものが全体の40.2%となっている。

⇒表15、図8

※6 労働者派遣契約の期間については、報告対象期間に締結した一労働者派遣契約における労働者派遣の期間であり、当該派遣労働者が当該業務に実際に派遣就業する期間とは必ずしも一致するものではない。

11 教育訓練

教育訓練の実績については、その種類（コース）は延べで31,569コースあり、対象者数は延べで1,383,299人であった。

また、教育訓練を行う方法をOJT（※7）及びOff-JT（※8）に区分してみると、一般労働者派遣事業ではOff-JTが約8割（82.0%）を占めているが、特定労働者派遣事業ではOff-JTは約5割（51.8%）であった。

派遣労働者の費用の負担別にみると、一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業のいずれも「派遣労働者の費用負担無」が97%以上である。

⇒表16

※7 OJTとは、業務の遂行過程内に行う教育訓練である。

※8 Off-JTとは、OJT以外の教育訓練である。

表1 集計事業所数

(単位:所、%)

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
一般労働者派遣事業	2,632 (11.8)	3,026 (15.0)	3,352 (10.8)	4,023 (20.0)	4,728 (17.5)	6,551 (38.6)	7,670 (17.1)	9,273 (20.9)
特定労働者派遣事業	6,627 (△7.5)	6,985 (5.4)	6,326 (△9.4)	6,307 (△0.3)	6,843 (8.5)	8,104 (18.4)	9,134 (12.7)	11,005 (20.5)
合計	9,259 (△2.7)	10,011 (8.1)	9,678 (△3.3)	10,330 (6.7)	11,571 (12.0)	14,655 (26.7)	16,804 (14.7)	20,278 (20.7)

※ ()内は対前年度増減比

表2 平成16年度集計事業所数及び労働者派遣の実績のあった事業所数

(単位:所、%)

一般労働者派遣事業			特定労働者派遣事業		
提出事業所数①	実績のあった事業所数②	①に占める②の割合	提出事業所数①	実績のあった事業所数②	①に占める②の割合
9,273	6,731	<72.6>	11,005	5,727	<52.0>

※ < >内は提出事業所に占める実績のあった事業所の割合

表3 労働者派遣された派遣労働者数等

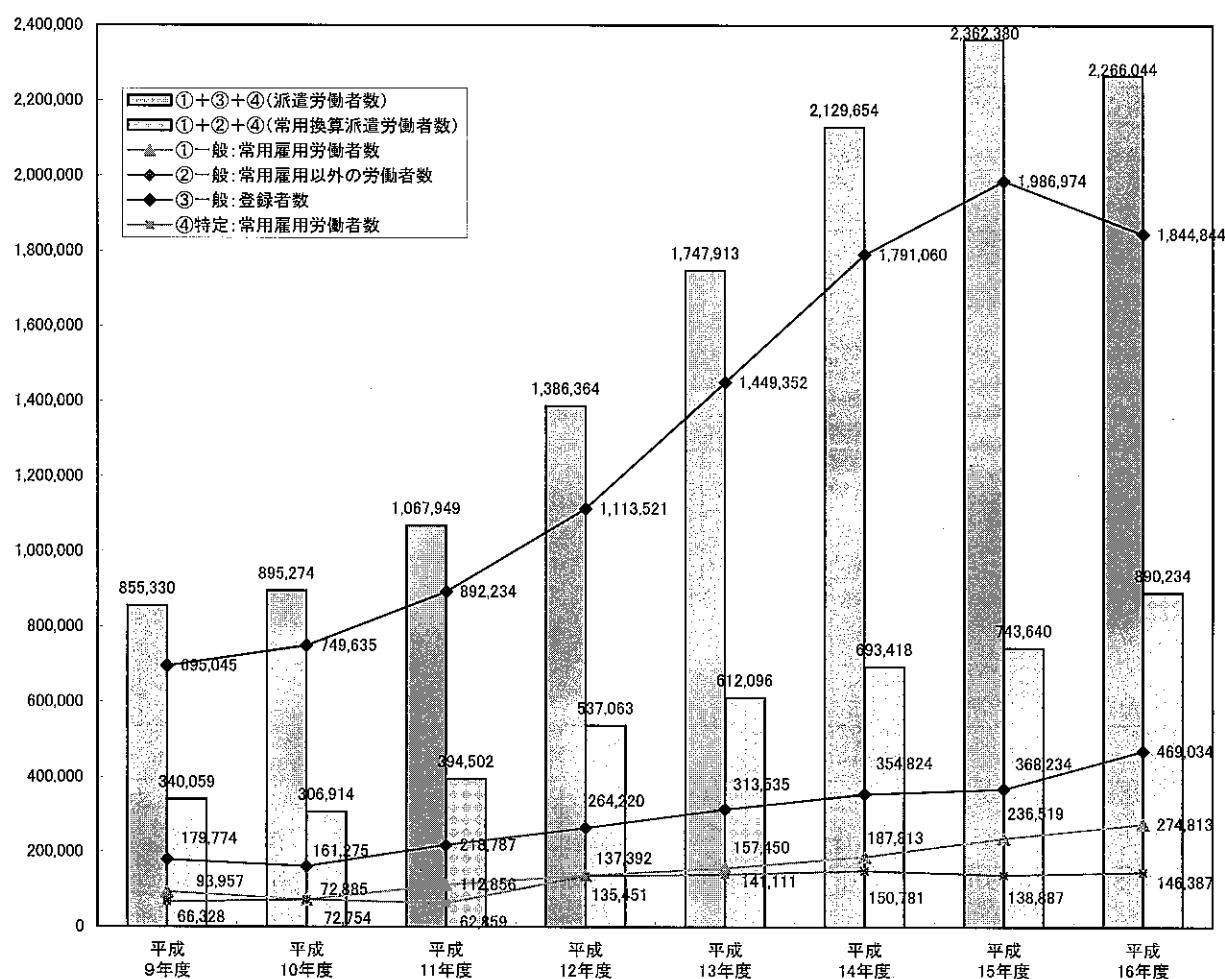
(単位:人、%)

			平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
一般	①常用雇用労働者数		93,957 (13.4)	72,885 (△22.4)	112,856 (54.8)	137,392 (21.7)	157,450 (14.6)	187,813 (19.3)	236,519 (25.9)	274,813 (16.2)
	②常用雇用以外の労働者数(①以外、常用換算)		179,774 (22.5)	161,275 (△10.3)	218,787 (35.7)	264,220 (20.8)	313,535 (18.7)	354,824 (13.2)	368,234 (3.8)	469,034 (27.4)
	③登録者数		695,045 (21.4)	749,635 (7.9)	892,234 (19.0)	1,113,521 (24.8)	1,449,352 (30.2)	1,791,060 (23.6)	1,986,974 (10.9)	1,844,844 (△7.2)
特定	④常用雇用労働者数		66,328 (△3.8)	72,754 (9.7)	62,859 (△13.6)	135,451 (115.5)	141,111 (4.2)	150,781 (6.9)	138,887 (△7.9)	146,387 (5.4)
	①+③+④ (派遣労働者数)		855,330 (18.1)	895,274 (4.7)	1,067,949 (19.3)	1,386,364 (29.8)	1,747,913 (26.1)	2,129,654 (21.8)	2,362,380 (10.9)	2,266,044 (△4.1)
合計			340,059 (13.9)	306,914 (△9.7)	394,502 (28.5)	537,063 (36.1)	612,096 (14.0)	693,418 (13.3)	743,640 (7.2)	890,234 (19.7)
1事業所当たり	一般	①常用雇用労働者数	39.2 (11.4)	26.6 (△32.1)	36.5 (37.1)	40.3 (10.5)	40.9 (1.5)	37.9 (△7.3)	42.7 (12.7)	40.8 (△4.4)
	②常用雇用以外の労働者数(①以外、常用換算)		75.1 (14.1)	58.8 (△21.7)	70.7 (20.3)	77.5 (9.7)	81.5 (5.2)	71.6 (△12.1)	66.5 (△7.1)	69.7 (4.8)
	③登録者数		264.1 (8.6)	247.7 (△6.2)	266.2 (7.5)	276.8 (4.0)	306.5 (10.7)	273.4 (△10.8)	259.1 (△5.2)	198.9 (△23.2)
特定	④常用雇用労働者数		16.3 (3.2)	17.2 (5.5)	13.3 (△22.9)	37.9 (185.0)	37.3 (△1.6)	35.5 (△4.8)	30.7 (△13.5)	25.6 (△16.6)

※1 登録者については報告のあった1派遣元事業所当たりの平均であり、他は労働者派遣の実績のあった1派遣元事業所当たりの平均である。

※2 ()内は対前年度増減比

図1 労働者派遣された派遣労働者数等



※ 常用雇用以外の労働者数は常用換算(常用雇用以外の労働者の年間総労働時間数の合計を常用雇用労働者の1人当たりの年間総労働時間数で除したもの。)としている。

表4 平成16年6月1日現在で政令で定める26業務に労働者派遣されていた派遣労働者数の業務別割合

(単位: %、人)

	一般労働者派遣事業(平成16年6月1日現在)				特定労働者派遣事業(平成16年6月1日現在)	①+②+③(平成16年6月1日現在の派遣労働者数)
	①常用雇用労働者数	②常用雇用以外の労働者数(常用換算)	①+②	③常用雇用労働者数		
ソフトウェア開発	1号	3.1% (7,295)	2.2% (7,239)	2.6% (14,534)	28.7% (20,037)	5.5% (34,571)
機械設計	2号	6.0% (14,321)	1.4% (4,493)	3.4% (18,814)	32.4% (22,648)	6.6% (41,462)
放送機器等操作	3号	0.4% (1,060)	0.1% (381)	0.3% (1,441)	3.8% (2,650)	0.6% (4,091)
放送番組等演出	4号	0.3% (712)	0.1% (447)	0.2% (1,159)	2.2% (1,542)	0.4% (2,701)
事務用機器操作	5号	43.2% (102,294)	52.5% (170,554)	48.6% (272,848)	16.2% (11,317)	45.0% (284,165)
通訳、翻訳、速記	6号	0.6% (1,323)	0.6% (2,072)	0.6% (3,395)	0.3% (213)	0.6% (3,608)
秘書	7号	0.6% (1,430)	0.8% (2,513)	0.7% (3,943)	0.2% (106)	0.6% (4,049)
ファイリング	8号	5.6% (13,244)	6.2% (20,060)	5.9% (33,304)	1.5% (1,020)	5.4% (34,324)
調査	9号	0.6% (1,529)	1.2% (3,970)	1.0% (5,499)	0.4% (307)	0.9% (5,806)
財務処理	10号	18.6% (43,928)	8.4% (27,282)	12.7% (71,210)	1.9% (1,346)	11.5% (72,556)
取引文書作成	11号	4.9% (11,717)	5.5% (17,765)	5.3% (29,482)	1.6% (1,094)	4.8% (30,576)
デモンストレーション	12号	0.8% (1,800)	1.8% (5,927)	1.4% (7,727)	0.4% (302)	1.3% (8,029)
添乗	13号	0.2% (535)	1.7% (5,391)	1.1% (5,926)	0.1% (36)	0.9% (5,962)
建築物清掃	14号	0.3% (596)	0.3% (875)	0.3% (1,471)	1.6% (1,088)	0.4% (2,559)
建築設備運転、点検、整備	15号	0.4% (1,063)	0.2% (680)	0.3% (1,743)	1.5% (1,022)	0.4% (2,765)
受付・案内、駐車場等管理	16号	4.5% (10,578)	5.5% (18,009)	5.1% (28,587)	0.7% (472)	4.6% (29,059)
研究開発	17号	2.5% (5,901)	2.1% (6,784)	2.3% (12,685)	4.7% (3,257)	2.5% (15,942)
事業の実施体制の企画、立案	18号	0.3% (671)	0.2% (785)	0.3% (1,456)	0.4% (251)	0.3% (1,707)
書籍等の制作・編集	19号	0.3% (794)	0.6% (2,100)	0.5% (2,894)	0.1% (102)	0.5% (2,996)
広告デザイン	20号	0.1% (220)	0.4% (1,380)	0.3% (1,600)	0.1% (48)	0.3% (1,648)
インテリアコーディネータ	21号	0.1% (249)	0.4% (1,193)	0.3% (1,442)	0.0% (29)	0.2% (1,471)
アナウンサー	22号	0.0% (37)	0.0% (64)	0.0% (101)	0.0% (34)	0.0% (135)
OAインストラクション	23号	0.5% (1,255)	1.0% (3,119)	0.8% (4,374)	0.3% (222)	0.7% (4,596)
テレマーケティング	24号	5.5% (13,034)	6.0% (19,448)	5.8% (32,482)	0.6% (413)	5.2% (32,895)
セールスエンジニアの営業、金融商品の営業	25号	0.4% (1,025)	0.5% (1,674)	0.5% (2,699)	0.4% (314)	0.5% (3,013)
放送番組等の大道具・小道具	26号	0.0% (107)	0.2% (597)	0.1% (704)	0.1% (56)	0.1% (760)

※ 各業務の号番号は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第4条の号番号である。

表5 派遣先件数

(単位:件、%)

		平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度
一般労働者派遣事業		256,606 (29.5)	240,186 (△6.4)	241,819 (0.7)	269,321 (11.4)	319,924 (18.8)	338,439 (5.8)	401,345 (18.6)	467,565 (16.5)
特定労働者派遣事業		22,675 (△4.3)	44,860 (97.8)	22,620 (△49.6)	23,896 (5.6)	25,918 (8.5)	24,776 (△4.4)	23,508 (△5.1)	29,552 (25.7)
合計		279,281 (25.9)	285,046 (2.1)	264,439 (△7.2)	293,217 (10.9)	345,842 (17.9)	363,215 (5.0)	424,853 (17.0)	497,117 (17.0)
1事業所当たり	一般労働者派遣事業	107.1 (20.3)	87.5 (△18.3)	78.2 (△10.7)	79.0 (1.0)	83.2 (5.3)	68.3 (△17.9)	72.5 (6.1)	69.5 (△4.1)
	特定労働者派遣事業	5.6 (3.7)	10.6 (89.3)	2.3 (△78.3)	6.7 (191.3)	6.9 (3.0)	5.8 (△15.9)	5.2 (△10.3)	5.2 (0.0)

※ ()内は対前年度増減比

図2 派遣先件数

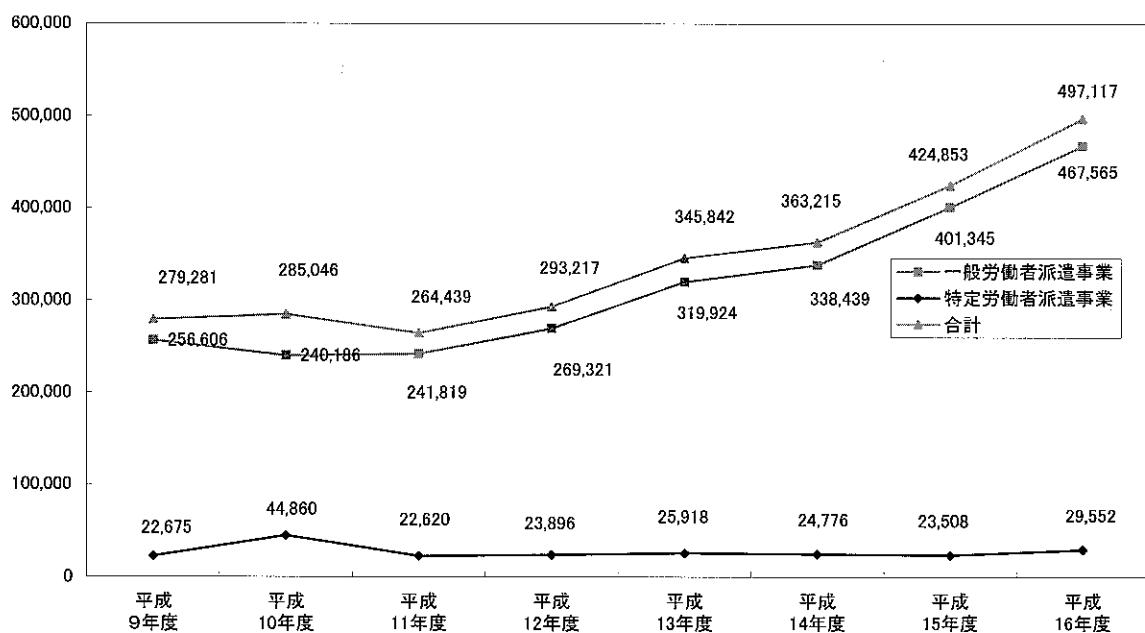


図3 労働者派遣事業に係る売上高

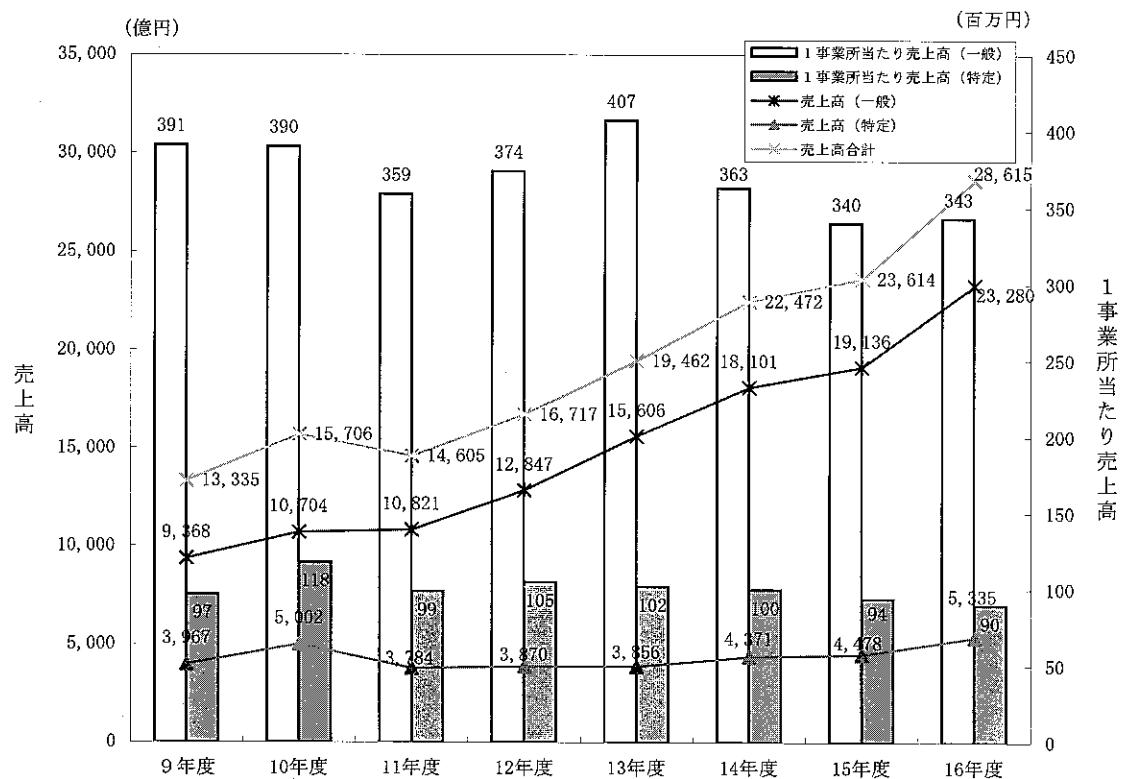


表6 労働者派遣事業に係る売上高

		平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
一般労働者派遣事業(億円)	9,368	10,704	10,821	12,847	15,606	18,101	19,136	23,280	
	(20.9)	(14.3)	(1.1)	(18.7)	(21.5)	(16.0)	(5.7)	(21.7)	
特定労働者派遣事業(億円)	3,967	5,002	3,784	3,870	3,856	4,371	4,478	5,335	
	(△2.7)	(26.1)	(△24.4)	(2.3)	(△0.4)	(13.4)	(2.4)	(19.1)	
合計(億円)	13,335	15,706	14,605	16,717	19,462	22,472	23,614	28,615	
	(12.8)	(17.8)	(△7.0)	(14.5)	(16.4)	(15.5)	(5.1)	(21.2)	
1事業所当たり	一般労働者派遣事業(百万円)	391	390	359	374	407	363	340	343
	(12.4)	(△0.3)	(△7.9)	(4.2)	(8.8)	(△10.8)	(△6.3)	(0.9)	
特定労働者派遣事業(百万円)	97	118	99	105	102	100	94	90	
	(3.2)	(21.6)	(△16.1)	(6.1)	(△2.9)	(△2.0)	(△6.0)	(△4.3)	

※1 平成16年度の1事業所当たりの売上高については、売上高の欄に記載のあった事業所数(一般労働者派遣事業6,794所、特定労働者派遣事業5,927所)で除して算出している。

※2 ()内は対前年度増減比(%)

図4 売上高ランク別事業所数

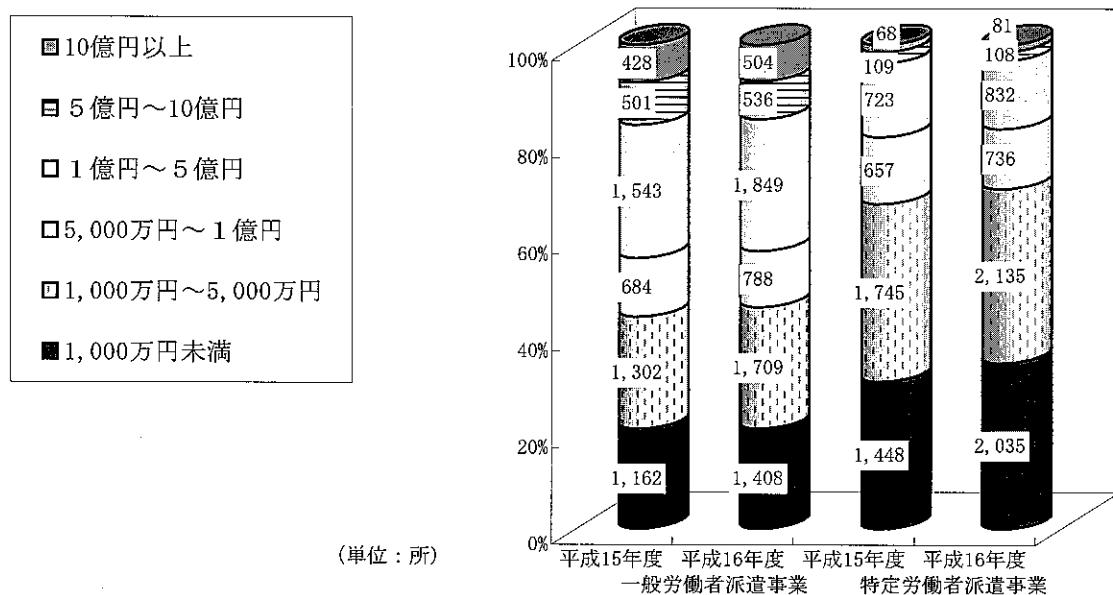


表7 売上高ランク別事業所数

(単位:所、%)

	一般労働者派遣事業				特定労働者派遣事業			
	平成15年度		平成16年度		平成15年度		平成16年度	
	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合
10億円以上	428	<6.3>	504	<7.4>	68	<1.1>	81	<1.4>
5億円～10億円	501	<7.4>	536	<7.9>	109	<1.8>	108	<1.8>
1億円～5億円	1,543	<22.7>	1,849	<27.2>	723	<12.2>	832	<14.0>
5,000万円～1億円	684	<10.1>	788	<11.6>	657	<11.1>	736	<12.4>
1,000万円～5,000万円	1,302	<19.2>	1,709	<25.2>	1,745	<29.4>	2,135	<36.0>
1,000万円未満	1,162	<17.1>	1,408	<20.7>	1,448	<24.4>	2,035	<34.3>
合計	5,620	<82.7>	6,794	<100.0>	4,750	<80.1>	5,927	<100.0>

※1 <>内は合計に占める割合

※2 平成16年度については、売上高の欄に記載のなかった事業所があるため、合計欄の事業所数と労働者派遣の実績のあった事業所数とは異なる。

表8 派遣料金

(単位:円、%)

		一般労働者派遣事業		特定労働者派遣事業	
		平成16年度		平成15年度	
		派遣料金	対前年度 増減比	派遣料金	派遣料金
全体平均		15,958	(△0.3)	16,003	25,628 (6.4) 24,084
ソフトウェア開発	1号	22,635	(△0.1)	22,656	31,187 (5.2) 29,649
機械設計	2号	19,628	(1.0)	19,430	26,448 (6.5) 24,824
放送機器等操作	3号	18,629	(△9.0)	20,464	24,495 (6.5) 23,006
放送番組等演出	4号	18,833	(5.0)	17,937	25,838 (4.3) 24,781
事務用機器操作	5号	16,095	(12.2)	14,347	20,693 (18.6) 17,447
通訳、翻訳、速記	6号	21,717	(△2.0)	22,162	27,114 (1.3) 26,769
秘書	7号	16,419	(0.8)	16,290	18,287 (11.9) 16,336
ファイリング	8号	14,000	(1.5)	13,797	16,815 (3.5) 16,242
調査	9号	16,041	(△0.5)	16,121	32,186 (29.1) 24,929
財務処理	10号	14,750	(0.3)	14,706	18,556 (8.0) 17,174
取引文書作成	11号	15,881	(2.2)	15,546	19,493 (4.2) 18,710
デモンストレーション	12号	19,400	(19.2)	16,270	24,385 (△0.1) 24,405
添乗	13号	14,167	(3.5)	13,689	14,824 (24.8) 11,877
建築物清掃	14号	10,730	(△2.6)	11,012	11,638 (5.4) 11,037
建築設備運転、点検、整備	15号	16,643	(1.1)	16,460	22,405 (11.2) 20,148
受付・案内、駐車場管理等	16号	13,301	(△2.6)	13,650	13,138 (△2.3) 13,442
研究開発	17号	18,134	(2.2)	17,748	33,167 (8.8) 30,489
事業の実施体制の企画、立案	18号	21,950	(4.7)	20,955	33,849 (3.3) 32,760
書籍等の制作・編集	19号	16,032	(△1.7)	16,308	23,415 (0.7) 23,263
広告デザイン	20号	16,330	(△0.7)	16,441	21,609 (7.8) 20,041
インテリアコーディネータ	21号	15,624	(△1.8)	15,918	16,384 (△3.7) 17,016
アナウンサー	22号	19,926	(△13.8)	23,106	27,948 (6.6) 26,214
OAインストラクション	23号	18,358	(△2.0)	18,734	21,473 (4.3) 20,587
テレマーケティング	24号	14,144	(0.8)	14,029	17,574 (△8.2) 19,136
セールスエンジニアの営業、金融商品の営業	25号	19,596	(2.8)	19,064	28,991 (△8.7) 31,748
放送番組等の大道具・小道具	26号	13,717	(△16.2)	16,368	22,198 (△1.0) 22,429

※1 労働者派遣の実績のあった事業所について各事業所の派遣料金を単純平均したものである。

※2 各事業所の派遣料金は、派遣労働者1人1日(8時間)当たりの平均額である。

※3 ()内は対前年度増減比である。

※4 各業務の号番号は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第4条の号番号である。

※5 全体平均とは、政令で定める26業務とそれ以外の業務についての派遣料金を合わせた平均である。

表9 派遣労働者の賃金

		一般労働者派遣事業	特定労働者派遣事業
		平成16年度	平成16年度
		派遣労働者の賃金	派遣労働者の賃金
全体平均		11,405	15,997
ソフトウェア開発	1号	15,105	17,325
機械設計	2号	13,130	16,506
放送機器等操作	3号	12,867	17,176
放送番組等演出	4号	13,370	21,334
事務用機器操作	5号	11,279	13,906
通訳、翻訳、速記	6号	15,173	17,601
秘書	7号	11,535	11,826
ファイリング	8号	9,934	10,878
調査	9号	11,518	23,064
財務処理	10号	10,352	13,317
取引文書作成	11号	11,406	12,911
デモンストレーション	12号	13,689	15,193
添乗	13号	10,336	11,126
建築物清掃	14号	7,735	8,184
建築設備運転、点検、整備	15号	11,412	14,626
受付・案内、駐車場管理等	16号	9,587	9,379
研究開発	17号	12,360	15,810
事業の実施体制の企画、立案	18号	15,433	20,795
書籍等の制作・編集	19号	11,830	14,389
広告デザイン	20号	11,754	18,285
インテリアコーディネータ	21号	11,162	14,992
アナウンサー	22号	14,916	21,170
OAインストラクション	23号	12,555	12,234
テレマーケティング	24号	10,082	11,871
セールスエンジニアの営業、金融商品の営業	25号	14,007	17,611
放送番組等の大道具・小道具	26号	9,544	14,440

※1 労働者派遣の実績のあった事業所について各事業所の派遣労働者の賃金を単純平均したものである。

※2 派遣労働者の賃金は、派遣労働者1人1日(8時間)当たりの平均額である。

※3 各業務の号番号は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第4条の号番号である。

※4 全体平均とは、政令で定める26業務とそれ以外の業務についての派遣労働者の賃金を合わせた平均である。

表10 海外派遣の状況

(単位:所、%、人)

		一般労働者派遣事業			特定労働者派遣事業			合計		
		平成 15年度	平成 16年度	対前年度 増減比	平成 15年度	平成 16年度	対前年度 増減比	平成 15年度	平成 16年度	対前年度 増減比
海外派遣実施事業所	事業所数	16	40	(150.0)	11	25	(127.3)	27	65	(140.7)
	割合	<0.3>	<0.6>		<0.3>	<0.4>		<0.3>	<0.3>	
海外派遣された派遣労働者数	人数	18	46	(155.6)	23	57	(147.8)	41	103	(151.2)
	平均人數	1.1	1.2		2.1	2.3		1.5	1.6	

※ ()内は対前年度増減比、< >内は労働者派遣の実績のあった事業所に占める割合

表11 紹介予定派遣の状況

(単位:所、%、人)

		一般労働者派遣事業	特定労働者派遣事業	合計
紹介予定派遣実施事業所	事業所数	1,162	15	1,177
	割合	<17.3>	<0.3>	<9.4>
紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の派遣先からの申込人數		57,709	67	57,776
紹介予定派遣により労働者派遣された労働者数		19,426	48	19,474
紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数		15,016	28	15,044
紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用に結びついた労働者数		10,646	9	10,655

※ < >内は労働者派遣の実績のあった事業所に占める割合

◇◇表12～14及び図5～7の地域ブロックとは次のとおり。◇◇

- 北海道……北海道
 東 北……青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
 南関東……埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
 北 関 東・甲信……茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県
 北 陸……新潟県、富山県、石川県、福井県
 東 海……岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
 近 畿……滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
 中 国……鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
 四 国……徳島県、香川県、愛媛県、高知県
 九 州……福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

表12 地域ブロック別派遣労働者数(その1)

(単位:人、%)

地域ブロック	一般労働者派遣事業								
	①常用雇用労働者数			②常用雇用以外の労働者数			③登録者数		
	平成15年度	平成16年度	構成比	平成15年度	平成16年度	構成比	平成15年度	平成16年度	構成比
全国	236,519	274,813	<100.0>	368,234	469,034	<100.0>	1,986,974	1,844,844	<100.0>
北海道	4,150	5,933	(43.0)	7,524	8,543	(13.5)	41,543	31,679	(△23.7)
東北	9,655	10,674	(10.6)	8,387	15,175	(80.9)	57,403	65,133	(13.5)
南関東	113,702	116,009	(2.0)	188,507	218,946	(16.1)	998,135	873,760	(△47.4)
北関東・甲信	10,874	15,993	(47.1)	14,282	21,617	(51.4)	65,414	73,242	(12.0)
北陸	5,924	9,818	(65.7)	6,855	8,744	(27.6)	35,589	30,828	(△13.4)
東海	23,964	35,680	(48.9)	36,412	66,412	(82.4)	200,230	186,930	(△6.6)
近畿	40,517	45,118	(11.4)	66,937	79,180	(18.3)	401,331	356,437	(△19.3)
中国	9,434	13,757	(45.8)	12,614	15,840	(25.6)	71,590	80,108	(11.9)
四国	1,877	3,093	(64.8)	5,872	6,725	(14.5)	28,735	27,476	(△4.4)
九州	16,422	18,738	(14.1)	20,844	27,852	(33.6)	87,004	119,251	(37.1)

※ ()内は対前年度増減比、< >内は全国に占める当該地域ブロックの割合

図5-1 地域ブロック別派遣労働者数(平成16年度)

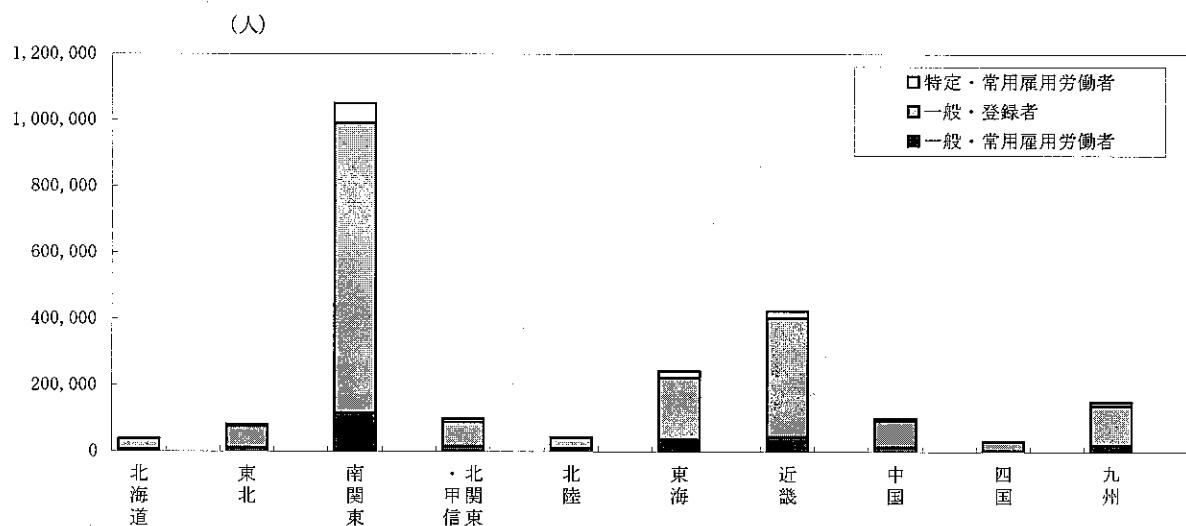


表12 地域ブロック別派遣労働者数(その2)

(単位:人、%)

地域ブロック	特定労働者派遣事業		合計						
	④常用雇用労働者数		①+③+④			①+②+④			
	平成15年度	平成16年度	平成15年度	平成16年度	構成比	平成15年度	平成16年度	構成比	
全国	138,887	146,387	<100.0>	2,362,380	2,266,044	<100.0>	743,640	890,233	<100.0>
北海道	2,051	1,819	<1.2> (△11.3)	47,744	39,431	<1.7> (△17.4)	13,725	16,295	<1.8> (18.7)
東北	5,240	6,217	<4.2> (18.6)	72,298	82,024	<3.6> (13.5)	23,282	32,066	<3.6> (37.7)
南関東	70,827	61,590	<42.1> (△13.0)	1,182,664	1,051,359	<46.4> (△11.1)	373,036	396,545	<44.5> (6.3)
・北関東 ・甲信	7,549	10,094	<6.9> (33.7)	83,837	99,329	<4.4> (18.5)	32,705	47,704	<5.4> (45.9)
北陸	3,039	3,854	<2.6> (26.8)	44,552	44,500	<2.0> (△0.1)	15,818	22,416	<2.5> (41.7)
東海	16,780	20,803	<14.2> (24.0)	240,974	243,413	<10.7> (1.0)	77,156	122,895	<13.8> (59.3)
近畿	18,836	21,985	<15.0> (16.7)	460,684	423,540	<18.7> (△8.1)	126,290	146,283	<16.4> (15.8)
中国	5,841	6,717	<4.6> (15.0)	86,865	100,582	<4.4> (15.8)	27,889	36,314	<4.1> (30.2)
四国	1,107	1,096	<0.7> (△1.0)	31,719	31,665	<1.4> (△0.2)	8,856	10,914	<1.2> (23.2)
九州	7,617	12,211	<8.3> (60.3)	111,043	150,200	<6.6> (35.3)	44,883	58,801	<6.6> (31.0)

※ ()内は対前年度増減比、< >内は全国に占める当該地域ブロックの割合

図5-2 地域ブロック別常用換算派遣労働者数(平成16年度)

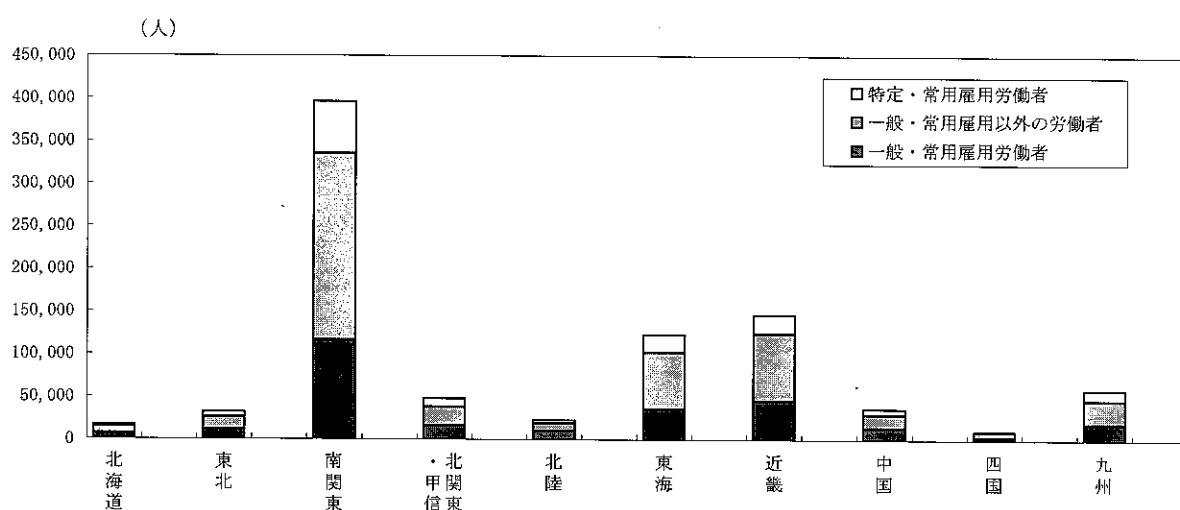


表13 地域ブロック別派遣先件数

(単位:件、%)

地域ブロック	一般労働者派遣事業			特定労働者派遣事業			合計		
	平成15年度	平成16年度	構成比	平成15年度	平成16年度	構成比	平成15年度	平成16年度	構成比
全国	401,345	467,565 (16.5)	<100.0>	23,508	29,552 (25.7)	<100.0>	424,853	497,118 (17.0)	<100.0>
北海道	14,565	9,466 (△35.0)	<2.0>	440	385 (△12.5)	<1.3>	15,005	9,851 (△34.3)	<2.0>
東北	15,852	14,794 (△6.7)	<3.2>	861	1,223 (42.0)	<4.1>	16,713	16,017 (△4.2)	<3.2>
南関東	175,992	214,024 (21.6)	<45.8>	11,584	13,782 (19.0)	<46.6>	187,576	227,806 (21.4)	<45.8>
北関東・甲信	15,802	22,510 (42.5)	<4.8>	1,353	1,828 (35.1)	<6.2>	17,155	24,338 (41.9)	<4.9>
北陸	10,002	11,974 (19.7)	<2.6>	460	726 (57.8)	<2.5>	10,462	12,700 (21.4)	<2.6>
東海	40,615	57,865 (42.5)	<12.4>	2,620	3,556 (35.7)	<12.0>	43,235	61,421 (42.1)	<12.4>
近畿	69,243	77,049 (11.3)	<16.5>	3,672	4,456 (21.4)	<15.1>	72,915	81,505 (11.8)	<16.4>
中国	23,919	21,251 (△11.2)	<4.5>	956	1,359 (42.2)	<4.6>	24,875	22,610 (△9.1)	<4.5>
四国	7,311	9,040 (23.6)	<1.9>	364	277 (△23.9)	<0.9>	7,675	9,317 (21.4)	<1.9>
九州	28,044	29,592 (5.5)	<6.3>	1,198	1,961 (63.7)	<6.6>	29,242	31,553 (7.9)	<6.3>

※ ()内は対前年度増減比、< >内は全国に占める当該地域ブロックの割合

図6 地域ブロック別派遣先件数(平成16年度)

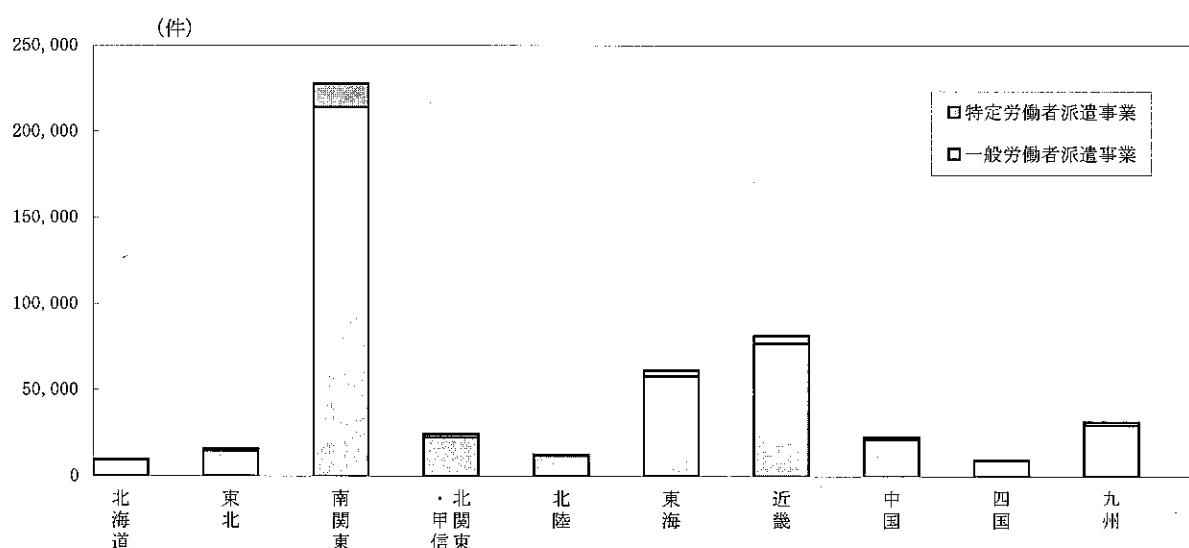


表14 地域ブロック別労働者派遣事業に係る売上高

(単位:百万円、%)

地域ブロック	一般労働者派遣事業			特定労働者派遣事業			合計		
	平成15年 度	平成16年度 度	構成比	平成15年 度	平成16年度 度	構成比	平成15年 度	平成16年度 度	構成比
全国	1,913,586	2,327,993	<100.0> (21.7)	447,826	533,458	<100.0> (19.1)	2,361,412	2,861,451	<100.0> (21.2)
北海道	29,115	34,186	<1.5> (17.4)	6,378	5,977	<1.1> (△6.3)	35,493	40,163	<1.4> (13.2)
東北	44,217	62,333	<2.7> (41.0)	11,989	15,467	<2.9> (29.0)	56,206	77,800	<2.7> (38.4)
南関東	1,032,945	1,147,434	<49.3> (11.1)	229,463	251,143	<47.1> (9.4)	1,262,408	1,398,577	<48.9> (10.8)
北関東 ・甲信	82,463	139,298	<6.0> (68.9)	38,055	50,224	<9.4> (32.0)	120,518	189,522	<6.6> (57.3)
北陸	30,364	46,614	<2.0> (53.5)	9,658	10,946	<2.1> (13.3)	40,022	57,560	<2.0> (43.8)
東海	184,516	267,970	<11.5> (45.2)	65,329	85,052	<15.9> (30.2)	249,845	353,022	<12.3> (41.3)
近畿	342,432	391,611	<16.8> (14.4)	52,125	68,659	<12.9> (31.7)	394,557	460,270	<16.1> (16.7)
中国	51,026	79,461	<3.4> (55.7)	13,421	16,214	<3.0> (20.8)	64,447	95,675	<3.3> (48.5)
四国	21,553	26,778	<1.2> (24.2)	3,979	3,724	<0.7> (△6.4)	25,532	30,502	<1.1> (19.5)
九州	94,955	132,309	<5.7> (39.3)	17,429	26,053	<4.9> (49.5)	112,384	158,362	<5.5> (40.9)

※ ()内は対前年度増減比、< >内は全国に占める当該地域ブロックの割合

図7 地域ブロック別労働者派遣事業に係る売上高(平成16年度)

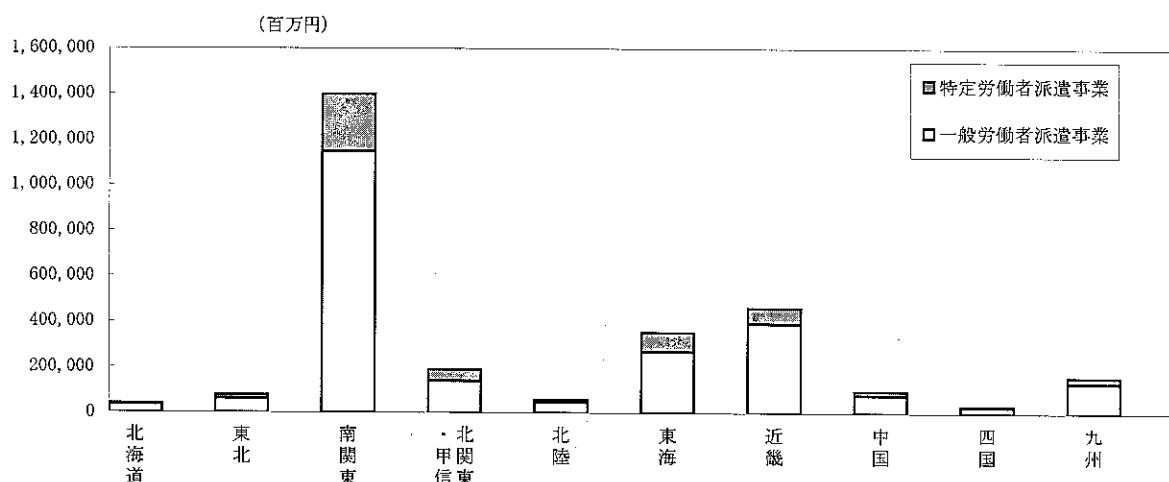


表15 派遣契約の期間の割合

(単位:%)

	3月未満	3月以上 6月末満	6月以上 9月末満	9月以上 12月末満	1年以上 3年未満	その他
一般労働者派遣事業	66.5	21.9	5.6	2.5	2.8	0.9
特定労働者派遣事業	19.7	20.5	15.6	15.3	21.7	7.1
合計	65.1	21.9	5.8	2.8	3.3	1.0

図8 派遣契約の期間の割合

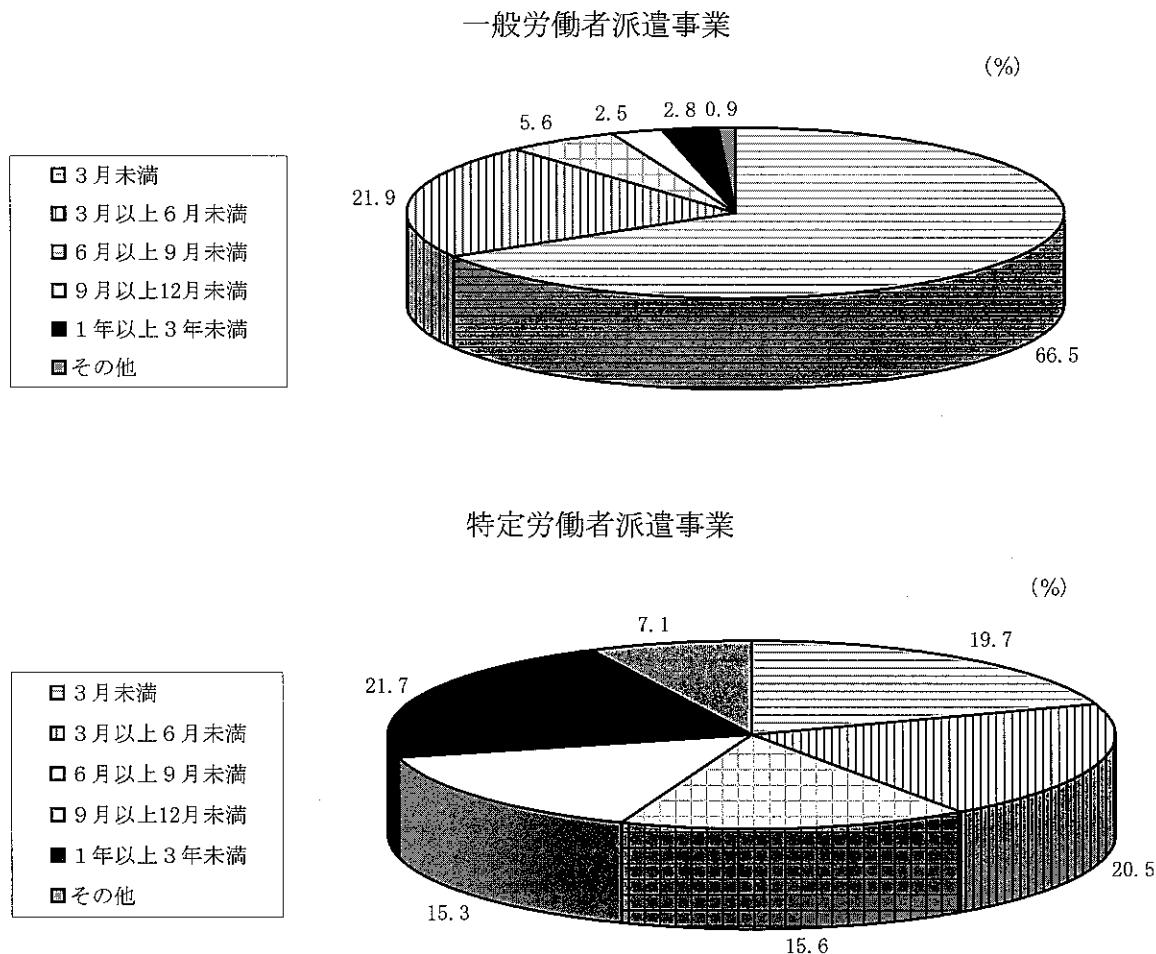


表16 教育訓練

	コース延べ 件数	対象者延べ 人員	方法(%)		派遣労働者の費用負担	
			OJT	Off-JT	有	無
一般労働者派遣事業	19,705	1,185,235	18.0	82.0	2.7	97.3
特定労働者派遣事業	11,864	198,064	48.2	51.8	1.2	98.8
合計	31,569	1,383,299	29.4	70.6	2.2	97.8

政令で定める26業務

※ 各号番号は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第4条の号番号を表します。

1号（ソフトウェア開発）

電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守（これらに先行し、後続し、その他これらに関連して行う分析を含む。）又はプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。第23号及び第25号において同じ。）の設計、作成若しくは保守の業務

2号（機械設計）

機械、装置若しくは器具（これらの部品を含む。以下この号及び第25号において「機械等」という。）又は機械等により構成される設備の設計又は製図（現図製作を含む。）の業務

3号（放送機器等操作）

映像機器、音声機器等の機器であって、放送番組等（放送法第2条第1号に規定する放送、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第2条に規定する有線ラジオ放送及び有線テレビジョン放送法第2条第1項に規定する有線テレビジョン放送の放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されているものをいう。以下同じ。）の制作のために使用されるものの操作の業務

4号（放送番組等演出）

放送番組等の制作における演出の業務（一の放送番組等の全体的形成に係るものを除く。）

5号（事務用機器操作）

電子計算機、タイプライター、テレックス又はこれらに準ずる事務用機器（第23号において「事務用機器」という。）の操作の業務

6号（通訳、翻訳、速記）

通訳、翻訳又は速記の業務

7号（秘書）

法人の代表者その他の事業運営上の重要な決定を行い、又はその決定に参画する管理的地位にある者の秘書の業務

8号（ファイリング）

文書、磁気テープ等のファイリング（能率的な事務処理を図るために総合的かつ系統的な分類に従つてする文書、磁気テープ等の整理（保管を含む。）をいう。以下この号において同じ。）に係る分類の作成又はファイリング（高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とするものに限る。）の業務

9号（調査）

新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査又は当該調査の結果の整理若しくは分析の業務

10号（財務処理）

貸借対照表、損益計算書等の財務に関する書類の作成その他財務の処理の業務

11号（取引文書作成）

外国貿易その他の対外取引に関する文書又は商品の売買その他の国内取引に係る契約書、貨物引換証、船荷証券若しくはこれらに準ずる国内取引に関する文書の作成（港湾運送事業法第2条第1項第1号に掲げる行為に附帯して行うもの及び通関業法第2条第1号に規定する通関業務として行われる同号ロに規定する通関書類の作成を除く。）の業務

12号（デモンストレーション）

電子計算機、自動車その他その用途に応じて的確な操作をするためには高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする機械の性能、操作方法等に関する紹介及び説明の業務

13号（添乗）

旅行業法第12条の11第1項に規定する旅程管理業務（旅行者に同行して行うものに限る。）若しくは同法第2条第4項に規定する主催旅行以外の旅行の旅行者に同行して行う旅程管理業務に相当する業務（以下この号において「旅程管理業務等」という。）、当該旅程管理業務等に付随して行う旅行者の便宜となるサービスの提供の業務（車両、船舶又は航空機内において行う案内の業務を除く。）又は車両の停車場若しくは船舶若しくは航空機の発着場に設けられた旅客の乗降若しくは待合いの用に供する建築物内において行う旅行者に対する送迎サービスの提供の業務

14号（建築物清掃）

建築物における清掃の業務

15号（建築設備運転、点検、整備）

建築設備（建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。次号において同じ。）の運転、点検又は整備の業務（法令に基づき行う点検及び整備の業務を除く。）

16号（案内・受付、駐車場管理等）

建築物又は博覧会場における来訪者の受付又は案内の業務、建築物に設けられ、又はこれに附属する駐車場の管理の業務その他建築物に入りし、勤務し、又は居住する者の便宜を図るために当該建築物に設けられた設備（建築設備を除く。）であって当該建築物の使用が効率的に行われることを目的とするものの維持管理の業務（第14号に掲げる業務を除く。）

17号（研究開発）

科学に関する研究又は科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する新製品若しくは科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する製品の新たな製造方法の開発の業務（第1号及び第2号に掲げる業務を除く。）

18号（事業の実施体制の企画、立案）

企業等がその事業を実施するために必要な体制又はその運営方法の整備に関する調査、企画又は立案の業務（労働条件その他の労働に関する事項の設定又は変更を目的として行う業務を除く。）

19号（書籍等の制作・編集）

書籍、雑誌その他の文章、写真、図表等により構成される作品の制作における編集の業務

20号（広告デザイン）

商品若しくはその包装のデザイン、商品の陳列又は商品若しくは企業等の広告のために使用することを目的として作成するデザインの考案、設計又は表現の業務（次号に掲げる業務を除く。）

21号（インテリアコーディネータ）

建築物内における照明器具、家具等のデザイン又は配置に関する相談又は考案若しくは表現の業務（労働者派遣法第4条第1項第2号に規定する建設業務を除く。）

22号（アナウンサー）

放送番組等における高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする原稿の朗読、取材と併せて行う音声による表現又は司会の業務（これらの業務に付随して行う業務であって放送番組等の制作における編集への参画又は資料の収集、整理若しくは分析の業務を含む。）

23号（OAインストラクション）

事務用機器の操作方法、電子計算機を使用することにより機能するシステムの使用方法又はプログラムの使用方法を習得させるための教授又は指導の業務

24号（テレマーケティングの営業）

電話その他の電気通信を利用して行う商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

25号（セールスエンジニアの営業、金融商品の営業）

顧客の要求に応じて設計（構造を変更する設計を含む。）を行う機械等若しくは機械等により構成される設備若しくはプログラム又は顧客に対して専門的知識に基づく助言を行うことが必要である金融商品（金融商品の販売等に関する法律（平成12年法律第101号）第2条第1項に規定する金融商品の販売の対象となるものをいう。）に係る当該顧客に対して行う説明若しくは相談又は売買契約（これに類する契約で同項に規定する金融商品の販売に係るものを含む。以下この号において同じ。）についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくは売買契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

26号（放送番組等における大道具・小道具）

放送番組等の制作のために使用される舞台背景、建具等の大道具又は調度品、身辺装飾用品等の小道具の調達、製作、設置、配置、操作、搬入又は搬出の業務（労働者派遣法第4条第1項第2号に規定する建設業務を除く。）